

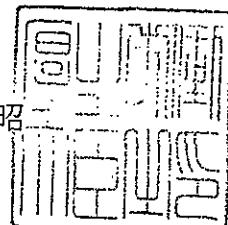
厚生労働省発職0204第1号

平成22年2月4日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 建設労働者緊急雇用確保助成金の創設

- 一 平成二十三年三月三十一日までの間、建設労働者緊急雇用確保助成金を支給するものとすること。
- 二 建設労働者緊急雇用確保助成金は、建設業新分野教育訓練助成金及び建設業離職者雇用開発助成金とするものとすること。

- 三 建設業新分野教育訓練助成金について、建設業以外の事業を新たに行う中小建設事業主であつて、その雇用する建設労働者に新分野事業に従事させるために必要な知識又は技能を追加して習得させることを内容とする教育訓練を受けさせる事業主に対して、対象教育訓練の運営に要した経費について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一の額等を支給するものとすること。

- 四 建設業離職者雇用開発助成金について、四十五歳以上六十歳未満の求職者であつて、建設事業に従事していた者として厚生労働大臣が定める者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。）として雇い入れる建設事業を営んでいない事業主に対して、雇入れに係る者一人につき五十万円（中小企業事業主にあっては、九十万円）を支給するものとす

ること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとすること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとすること。